

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
生坂村	生坂村一円(10地区)	平成24年4月1日	令和4年3月29日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	237ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	128ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	50.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	21.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	10.2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	43.6ha

2 対象地区の課題

当村は、農業従事者の高齢化と過疎化が進んでおり、後継者不足による農地の荒廃化や遊休農地化が心配されている。このため村農業公社による担い手の育成・確保に向けた新規就農者研修制度を引き続き推進していく。また、各地区の遊休農地について住民と調整を重ね今後の利用のあり方を検討し、将来持続可能な農業の実現を図ると共に、鳥獣被害対策についても研究、検討を進める。

そのほか、空家バンク等において移住した住民と農業を結びつけ、地域ぐるみで農地の維持管理や保全等、効率的な活用を進める。また、平成31年4月に村の産業振興の拠点としてオープンした道の駅「いくさかの郷」を、農業の中核施設として農業者の所得向上に結びつけられるよう引き続き検討、協議を行っていく。

また、近年の消費者動向などを見据え、有機農業や減農薬栽培などの研究を進める。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>(小立野区)</p> <p>当区は、2つの集落で中山間直接支払事業を取り入れており、有志でつくる営農組織(まめつてえ会)もあり、遊休農地の再生や農地保全を積極的に行っている。この組織が今後も継続して活動できるよう、組織体制の整備や収益率の高い作物体系の研究などを進め、組織力の強化に向けた支援を行っていく。</p>
<p>(下生野区)</p> <p>当区は、中山間直接支払事業、多面的機能支払事業を取り入れており、営農組合員数も比較的多く、個人の担い手農家も営農しているため、営農組合と担い手が効率良く連携できるように取り組んで行くとともに、県営中山間総合整備事業を活用して農業用排水(パイプライン化)を進め、水利費の軽減や揚水機を含む維持、管理運営の効率化と省力化を図り集落営農の強化を進めていく。</p>
<p>(上生坂区)</p> <p>当区はもっとも人口が多い地区で、水田、ブドウ栽培を主として取り組んでいる。ブドウについては地区の担い手に加えて、新規就農者が取り組んでいるが、水田について3～5年後には高齢化による耕作放棄地の増加が予想されるため、相続登記等を図り、農地の集積、集約化と高収益作物への転換やほ場整備などの研究を進め、併せて農業後継者の確保と地域の担い手育成も推進していく。</p>
<p>(下生坂区)</p> <p>当区は、村で最も大きい面積を有し、各集落が点在している中、それぞれで営農が行われている。中山間直接支払事業は、2つの集落で取り組まれており地域からの期待が大きい。今後も効果的な有害鳥獣対策を講じながら、農地の保全と有効活用を図っていくために、地域と調整しながら進めていく必要がある。また、営農組織や個人農家が、地域での栽培に適した収益性の高い作物体系や集落によっては環境に配慮した営農体系の研究を行い、営農組織の継続、維持に向けた検討などを進め、安定した運営が図れるよう指導者などの人的支援を行っていく。また、近年空家への転入者が増えつつあることから、転入者を集落営農や個人営農へ結びつける手だてなど、地域ぐるみでの取り組みを推進していく。</p>
<p>(日岐区)</p> <p>当区は、若者定住促進住宅団地があり、高齢化率が低い集落がある一方、各集落が点在しており農業従事者の高齢化が進んでいる。中山間直接支払事業、多面的機能支払事業に取り組んでおり、集落営農による農地の保全と管理、組織の活動と運営維持のための支援を進めていく。また、水路や農道等の農業用施設の老朽化が進んでいることから、県営中山間総合整備事業により整備、改修を進めていく。</p>
<p>(草尾区)</p> <p>当区は、ぶどう栽培が盛んに行われている果樹団地があり、村農業公社による利用集積や新規就農希望者の研修制度を実施し、若い担い手の定着化を進めている。また、柿生産組合による6次産業化としての活動や、多面的機能支払事業にも取り組んでおり、今後、担い手による稲作や野菜を含めた農地の利用集積を図りつつ、生産営農組織の機能の拡充及び人的支援を進めていく。</p>
<p>(昭津区)</p> <p>当区は、高齢化が進んでおり、農地も急傾斜地に小区画の田畑が点在している地区である。現在中山間直接支払事業で、銀杏及び森林公園の周辺に梅の栽培を行っているが、高齢化により維持が困難となってきたため、地元住民との話し合いを進め担い手の育成と、梅産地としての再構築を模索していく。</p>
<p>(大日向区)</p> <p>当区は南平地区、北平地区・中塚地区で営農体系が異なっている。北平・中塚地区では北平ニンニク生産組合等の営農活動が盛んなため、営農組合の活動が継続できるよう平成28年から県営中山間総合整備事業で基盤整備に着手し営農組合の活動の支援を進めてきた。また、南平地区については平成25年に集落再熟実施モデル地区支援事業を導入し、農地の再生や作物の試験栽培等実証実験を実施したのち、平成28年から、基盤整備による田畑と約5haの果樹園地の整備を進め、令和2年度には4名の新規就農者が就農し、ぶどうも順調に生長しており地元農家と協調した地域農業の振興が図られている。今後も、地域全体で新規就農者の支援や中山間直接支払事業、多面的機能支払事業を活用し、農地の保全と組織の維持、活性化を推進していく。</p>
<p>(宇留賀区)</p> <p>当区は、高齢化が進んでおり空き家及び不在地主が増加している。しかし、その空き家に村外から入居する方も増えており、農地を借りて積極的に農業作業に取り組む方もいる。今後、有機農業や遊休農地化している農地の新たな利用方法など、有害鳥獣対策を講じながら地域住民の協働による営農方法の仕組みづくりを図っていく。</p>
<p>(古坂区)</p> <p>当区は、村の中でも特に高齢化と過疎化が進んでいる集落で、農地も少なくそのほとんどが傾斜地となっている。農地面積も小さく作業の機械化も難しいため、個人ごと現状を維持しながら農地保全を図るとともに、遊休農地抑制のため住民共同による山菜栽培など、楽しみながら生きがいづくりとなる農業を進める。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻、野菜	10.3 ha	水稻、野菜	11.3 ha	
	B	果樹	0.7 ha	果樹	0.7 ha	
認農	C	果樹	- ha	果樹	- ha	
	D	花き種苗	0.2 ha	花き種苗	0.2 ha	
認農	E	果樹	1.1 ha	果樹	1.1 ha	
認農	F	果樹、野菜	0.8 ha	果樹、野菜	1.3 ha	
認農	G	果樹	0.8 ha	果樹	0.9 ha	
認農	H	果樹	1.5 ha	果樹	1.5 ha	
認農	I	果樹、野菜	1.3 ha	果樹、野菜	1.4 ha	
	J	果樹	0.4 ha	果樹	0.4 ha	
認農	K	果樹	1.3 ha	果樹	1.0 ha	
	L	果樹	0.4 ha	果樹	0.4 ha	
認農	M	果樹、野菜	- ha	果樹、野菜	- ha	
認農	N	果樹、野菜	- ha	果樹、野菜	- ha	
	O	果樹	1.5 ha	果樹	1.5 ha	
	P	果樹	1.7 ha	果樹	1.7 ha	
認新就	Q	果樹、野菜	1.3 ha	果樹、野菜	1.3 ha	
	R	水稻	5.0 ha	水稻	5.0 ha	
	S	果樹	0.5 ha	果樹	0.5 ha	
	T	水稻、果樹	0.9 ha	水稻、果樹	1.3 ha	
認新就	U	野菜	0.1 ha	野菜	0.1 ha	
認新就	V	果樹	1.1 ha	果樹	1.1 ha	
認農	W	果樹	1.2 ha	果樹	1.2 ha	
認新就	X	果樹	1.2 ha	果樹	1.2 ha	
認新就	Y	果樹	0.4 ha	果樹	0.9 ha	
認農	Z	果樹	2.6 ha	果樹	2.8 ha	
認農	イ	水稻	0.6 ha	果樹	2.3 ha	
認農	ロ	水稻、野菜	0.4 ha	果樹	0.8 ha	
認農	ハ	果樹	1.7 ha	果樹	1.7 ha	
計	29人		39.0 ha		43.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

生坂村農業公社は、農業従事者の高齢化や後継者不足により耕作ができなくなった農地の農作業の受委託や管理耕作を実施し、地域に無くてはならない重要な担い手としての役割を果たしており、今後も出し手農家の増加が見込まれることから、農地の保全と遊休農地化の抑制を図るため、各集落の状況を把握しながら、集落や担い手農家との調整を行い事業を進めていく。また、新規就農者研修制度は、農業女子や単身などの就農希望に対する受け入れ要件を追加し、これまでのぶどう農家の育成だけでなく、移住を希望する新規就農者の年齢層、家族形態、ライフスタイル等に応じた営農方法を模索し定住につながる支援を行うとともに、有機農業などに関する研究や取り組みを推進していく。

生坂村農業公社の研修制度を活用して、これまでブドウ栽培を主とした担い手の確保・育成を進め16の経営体が定着し営農している。しかし土地利用型農業などの担い手は不足しているため、引き続き育成・確保を図るとともに、地域営農組合の組織化推進や組織力強化に向けた支援を進めていく。

生坂村農業公社の農地保有合理化事業と新規就農研修制度の関係を考慮し、農地中間管理機構の事業を活用して、担い手への農地集積を進めます。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員による人と農地の把握に努め農業リタイヤ、経営転換、担い手分散作圃解消のために農地の集積・集約化を図ります。